

IV-2 在留手続

1. 再入国許可（日本を一時離れるとき）

在留期間内に一時的に日本を離れる場合、再び日本へ入国するため再入国許可証を取得することができます。許可には最長3年間有効（ただし在留期間の有効期間を超えないこと）の一回再入国許可と複数回再入国許可があります。なお、在留資格「短期滞在」で在留されている方は、再入国許可の対象にはなりません。提出書類は次のとおりです。

- ① 再入国許可申請書（入国管理局の窓口にあります。）
- ② 外国人登録証明書（⇒IV-1）
- ③ パスポート
- ④ 収入印紙3000円分（1次許可）6000円分（数次許可）

再入国許可は通常即日発行されます。府内での手続きは、大阪入国管理局で受け付けています。

2. 在留期間の更新

あなたが今許可されている日本での滞在には通常、期限があります。その期限を延長して同じ活動を続けたい場合、更新申請をして許可を得る必要があります。申請は期限が満了する2カ月前から行えます。必要書類は次のとおりです。

- ① 在留期間更新申請書（入国管理局の窓口にあります。）
- ② パスポート
- ③ 外国人登録証明書
- ④ これまで及びこれからの在留活動を証明する文書（在留資格によってそれぞれ異なっていますので、詳細は大阪外国人在留総合インフォメーションセンター（付録Ⅹ-2 70ページ）に問い合わせして下さい。すでに在留期間の更新をしたことのある方は原則として前回と同じ文書です。）
- ⑤ 在職証明書および納税証明書など生活費及び在留活動に必要な経費の支弁能力を証明する文書

許可

書類により審査が行われ、在留が認められるかどうか決定されます。申請をした時点でパスポートに申請中である旨のスタンプが押されます。離婚等が在留資格に影響を与える場合がありますので注意して下さい。手続きは入国管理局で行って下さい。

3. 在留資格の変更

あなたが今許可されている在留資格での活動と異なる在留資格での活動を行う場合、在留資格の変更を申請します。一旦日本を出発することなく、別の在留資格へ変更することができる制度です。資格の変更を必要とする事柄が生じた時から在留期限が切れるまでの間に手続きしてください。

必要書類は変更しようとする在留資格により異なりますので、外国人在留総合インフォメーションセンター大阪に問い合わせして下さい。入管のホームページでも案内しています。

http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_HENKO/zairyu_henko10.html（日本語のみ）

4. 資格外活動許可

あなたが与えられている在留資格の活動で許可されていない仕事をするとならば不法就労となります。たとえば留学生がアルバイトをする場合には、この「資格外活動許可」が必要です。実際にあなたがアルバイトなどを始める前に入国管理局で許可を受けてください。

必要書類

- ① 資格外活動許可申請書
- ② 外国人登録証明書
- ③ パスポート
- ④ 活動の内容を証明する文書

